

第2部 公務災害・通勤災害の認定

1 公務災害の認定基準

(1) 認定の基本的な考え方

公務災害補償も損害てん補の一形態であって、民法上、被害者に損害賠償請求権が生じ、加害者に損害賠償義務が生ずるためには、不法行為と損害との間に一定の因果関係があることを要するのと同様に、法に基づいて公務災害補償の権利義務関係が生ずるためには、公務と災害との間に相当因果関係が存在することが必要であり、認定上これを「公務起因性」とよんでいます。このように「公務起因性」は、公務に従事している関係を前提として成立するものですが、これをいいかえると、当該災害が公務に起因して生じた災害であるといえるためには、その原因が公務に従事していることを条件として発生したことを要するということとなります。この職員が公務に従事し、使用者の支配下にある関係を認定上「公務遂行性」とよんでいます。

公務上外の認定にあたっては、この二つの要件を必要としますが、公務災害は負傷と疾病に大別され「公務起因性」及び「公務遂行性」の重点の置き方はかなり異なります。